

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	7	府省庁名	金融庁
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	NISAの恒久化等		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>NISAは、家計の安定的な資産形成と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ることを目的として、平成26年1月より導入された制度である。その後、平成28年1月からは若年層への投資のすそ野を拡大する観点から「ジュニアNISA」が導入されており、また、平成30年1月からは長期の積立・分散投資を強く後押しする観点から「つみたてNISA」が導入された。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>1. NISAの恒久化・期限延長 現在、時限措置であるNISAについて、恒久措置とすること。 特に、「つみたてNISA」については、開始時期にかかわらず、20年間のつみたて期間が確保されるよう、制度期限（2037年）を延長すること。</p> <p>2. NISAの利用促進と利便性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業が従業員に対して一定の要件を満たす規約に基づき支給する、つみたてNISA奨励金については、毎月1,000円を限度として非課税とすること（3年の時限措置）。 ・ 利用者・金融機関双方の利便性向上を図る観点から、NISA口座の書類（開設・変更・廃止等）の電子化を可能とすること。 ・ NISA口座の簡易開設手続（※）において、開設したNISA口座が二重口座であった場合に、買付済みの商品は買付日に遡及して一般口座に移管されることとされているが、特定口座を開設している顧客については、当該特定口座への移管を可能とすること。 ※ NISA口座開設手続にあたり、税務署での二重口座でないことの確認を待たずにNISA口座を開設できる仕組み。 		
関係条文	<p>地方税法附則第35条の3の2、第35条の3の3、 地方税法施行令附則第18条の6の2、第18条の6の3、 租税特別措置法第37条の14、第37条の14の2等</p>		
減収 見込額	<p>[初年度] ▲47 (▲22,700) [平年度] ▲93 (▲22,700) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 NISA の更なる普及・利用促進により、家計の安定的な資産形成の促進と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性 資産形成については、個々人が各々の収入・貯蓄の状況やリスク許容度を踏まえて取り組むことが基本。</p> <p>一方、NISA 利用者は成人人口の1割程度にとどまるほか、資産形成のための投資の必要性は感じているものの、十分な知識・経験がなかったり、資産が少額であるとして、実際に投資を始めるための一歩を踏み出せない人も存在。税制優遇措置の拡充等により、こうした人々が少額からの長期・積立・分散投資を始め、適切なポートフォリオを構築していくことを支援することが重要である。</p> <p>このため、本年度の税制改正においては、NISA の恒久化や利便性向上を要望するものである。</p> <p>※1 NISA 口座数：約1,283 万口座、買付額：約16.5 兆円（一般・つみたての合計、2019 年3 月末時点） ※2 「一般NISA」及びジュニアNISA は2023 年まで、「つみたてNISA」は2037 年までの時限措置</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>なし</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ-1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
	政策の達成目標	NISAの普及・利用促進により、家計の安定的な資産形成の促進と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	(「政策の達成目標」と同じ)
	政策目標の達成状況	令和元年3月末時点で、NISA(一般・つみたて)の口座数は約1,283万口座、買付額は約16.5兆円となっている。また、ジュニアNISAの口座数は約32万口座、買付額は約1,303億円となっている。
有効性	要望の措置の適用見込み	5,473万人(2018年度 個人株主数の延べ人数) (出典)東京証券取引所等「2018年度株式分布状況調査」
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	要望の措置は、制度の普及や利用促進に資するものであり、家計の安定的な資産形成の促進に有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	要望の措置は、制度の普及や利用促進に資するものであり、妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>令和元年3月末時点で、NISA（一般・つみたて）の口座数は約1,283万口座、買付額は約16.5兆円となっている。また、ジュニアNISAの口座数は約32万口座、買付額は約1,303億円となっている。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>対象外</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>令和元年3月末時点で、NISA（一般・つみたて）の口座数は約1,283万口座、買付額は約16.5兆円となっている。また、ジュニアNISAの口座数は約32万口座、買付額は約1,303億円となっている。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>NISA等の普及・利用促進により、家計の安定的な資産形成の支援と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ること。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>上記のとおり、令和元年3月末時点で、NISA（一般・つみたて）の口座数は約1,283万口座、買付額は約16.5兆円となっている。また、ジュニアNISAの口座数は約32万口座、買付額は約1,303億円となっており、着実に普及・利用促進が進んでいる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度改正 NISAの創設 ・平成22年度改正 NISAの法制化 ・平成23年度改正 NISAの利便性向上・事務手続の簡素化 ・平成24年度改正 NISAの利便性向上・事務手続の簡素化 ・平成25年度改正 NISAの恒久化等 ・平成26年度改正 NISAの利便性向上 ・平成27年度改正 ジュニアNISAの創設等 ・平成28年度改正 NISAの利便性向上 ・平成29年度改正 つみたてNISAの創設等 ・平成30年度改正 NISA等の利便性向上・充実等 ・平成31年度（令和元年度）改正 NISA制度の恒久化等
<p>ページ</p>	<p>7—4</p>